措置通知及び公表実施要綱

（趣旨）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項及び第２４２条第９項に規定する措置通知の監査委員による公表（以下「措置通知公表」という。）は、この要綱の定めるところにより実施するものとする。

（措置通知を求める事項）

第２条　監査委員が監査結果に基づく報告又は勧告において、議会、長その他の執行機関又は職員（以下「市長等」という。）に対し表明した意見又は改善若しくは検討（これらに相当するものを含む。）の措置を講ずべき旨の指摘を行った事項（以下これらを「要措置事項」という。）について措置通知を求めるものとする。

（措置通知の期限）

第３条　要措置事項のうち、市長等が措置を講じたものについては、監査結果の報告にあっては当該報告後６か月以内に、勧告にあっては当該勧告に示された期間内に通知を求めるものとする。

２　要措置事項のうち、前項に定める期日までに措置を講じていないものについては、引き続き措置通知を求めるものとする。

（公表の方法）

第４条　措置通知の公表は、第３条による通知を受けた後、蒲郡市公告式条例（昭和２９年蒲郡市条例第７号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行う。

（委任）

第５条　この要綱の実施に関し必要な事項は、監査事務局長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成１１年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。